

——伊方行政訴訟を支援する会——

松山地裁一方的に四電を支持

伊方「土地裁判」に判決

さる2月2日松山地裁民事第2部法廷で、水地裁判長は、提訴以来3年2カ月の間争われてきた伊方「土地裁判」に対し、全く一方的に四電の肩を持った判決を下した。判決文がまだ入手できないために、詳細なことは不明であるが、朝日新聞によれば、その主旨は「契約は完全に正当な手続きでなされたもので、原発用地としての認識を持って売買に応じた」と判断し、被告である田村、久保の両氏に対し、売買契約にある土地を四電に引き渡すよう云い渡し、同時に、土地引き渡しの仮執行、立木収去も認めるというものである。

問題の土地は原発の敷地内にある。昭和44年7月から9月にかけて、伊方町当局は四電に土地を提供するために、あくどいさまざまなやり方で地主の人たちをだまし、四電との土地売買契約にハンコを押させた。それは、四電が適地と認めたなら売り渡せという、全く一方的なものであった。企業・行政一体の強引な工作によって、関係地主123名中の110名が契約書を交したが、そのうちの16名は、翌年（昭和45年）の4月から9月の間に、だまされた契約であるので破棄するという通告を四電につきつけた。これに対して四電は、同年の9月に正式に原発設置を

きめ、それ以後、反対地主に対し、不動産処分禁止の仮処分をかけ、そのうちの4名を被告として、民事訴訟を起したのである。（4名のうち2名は途中で四電の脅迫により脱落）

四電は、はじめ、「所有権移転登記手続きをせよ」と請求していたが、昭和46年5月に「訴の変更申立」を行い、「土地上の立木を収去して、土地を引き渡せ」との判決と仮執行の宣言を裁判所に求めた。その「請求の原因」には、つぎのようにのべられている。

「被告からこれ（土地）を、原告が地質等諸調査の結果、発電所用地として適地であると認めることを停止条件として、買い受けた」のであり、原告は適地であると認めすでに通知してあるので、「昭和46年7月31日までに本件土地上の立木を収去して本件土地を引渡すよう請求する」が、「被告は現在すでに明らかに原告の右請求に応じない態度を示している」ので、提訴したと。

これに対し田村さんらは、三好泰祐弁護士を代理人にたて、つぎの諸点を論拠として、契約の不当性と無効性を主張し、四電・行政連合軍と対決してきた。

第1。被告は、「ボーリングをやらしてくれんか」と伊方町の職員からいわれただけで

あり、原発用地であるとの認識なしにサインしたのであり、手付金さえ受取っておらず、効果意志を併っていないから無効である。

第2。被告が、もし原発用地として買収されるということを知っていたら、停止条件付売買契約を結ぶことはなかった。したがって本件契約は法律行為の要素に錯誤があり無効である。

第3。公害が社会全体の関心事になっているときに、世界の有力な科学者も反対しているような危険な原発を設置することは正に公序良俗違反であり、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効と民法90条も定めている。

第4。停止条件になっている適地の判断が明確でない。

判決は、これらの被告の主張をすべて認めず、全く一方的に四電の云い分だけを認めたのである。すなわち、被告主張の第1および第2については、被告は原発用地であり、停止条件付きの契約であることを知っていてハンコをついたとして退けた。また、もっとも注目されていた原発の安全性については、「原発は厳しい法律の規制を受けているが、その設置、運転はその法律によって認められており、一般論として原発設置、運転が公序良俗に反するとはいえない。伊方の場合も規制を犯してやろうという事情は認められない」と、原発設置の妥当性を認めた。さらに第4については、適地という判断は原子力委員会など第三者ではなく、四電がやればいいとし停止条件の妥当性も認めた。

今回の判決に際して、松山地裁は、並行してはじまった「行政訴訟」を意識していたことはまちがいない。「行政訴訟」では、伊方

原発は安全であると判断して行われた国の許可そのものを、不当であり違法であるとして訴えているのに、今回の判決で国法によって設置するから問題ないという判断をあえて打ち出したことは、伊方原発についての松山地裁の姿勢そのものを示したといえよう。

この裁判は、「負けたら何百万円も払わされるぞ」とか、「どうせ原発はできるのに」などと、脅迫といやがらせの中で、被告の人たちの不退転の決意と、これを包みこむ伊方共斗委員会の努力によって斗いぬかれてきた。それは、伊方斗争の、もっとも困難な時期でもあった。支援する側の立ち遅れと力不足、それに政党の介入も重なって、十分に裁判斗争を発展させられなかったことも事実である。

こんご権力と四電は、「安全論議は行政訴訟でやろう」という姿勢を示しつつ、現地での工事の進行に合わせて、既成事実をつくりあげ、焦躁感と敗北感を広めることに全力をあげてくるであろう。あくまでも土地を渡さない決意の地主の人たちを支えつつ、こんご展開される二審や第二次「土地裁判」の戦術を討議し、行政訴訟の斗いと一体の体制をつくりあげる努力を続けよう。（Q）

立木にまで仮処分

昨年12月14日、四国電力は松山地裁に対し、原発敷地内の反対派地主所有の土地にある立木に、処分禁止の仮処分命令を出してほしいと申請し、松山地裁の長であり、行政訴訟の裁判長でもある渡辺裁判官は、ただちにこれを認める旨の決定を下し、すでに昨年末に仮処分の執行が行われた。

そもそも、係争中の土地の契約書にも、

「立木は収去して土地を引き渡す」と明記してあり、立木の所有権は契約上も四電に移っていないのである。それを、地主の人たちが、「発電所の建設を妨害しようとし本件土地上の立木等を第三者に譲渡するべく画策中であり」、たとえ「土地裁判」に勝っても、「執行が困難になる」との理由で四電は申請したのである。しかも、「石油危機」の利用も忘れず、「もし、これ以上土地の引渡しが遅れ工事が遅延して発電開始が遅れるようになれば、石油危機の叫ばれる今日、国民の生活上にも大きな支障を及ぼしますので、至急適切

な対策が必要と思います」と“泣き”を入れるという念の入れ方。

このような、企業本位まる出しの主張をそのまま認め、同時に担当している行政訴訟の第1回公判の二日前に、渡辺裁判長が仮処分命令を出したことの意味は、きわめて重大である。この決定といい、「土地裁判」の判決といい、行政訴訟の前途の多難なことを示すもので、ムードや幻想に浸ることの危険性を教えている。以下のルポは、この暴挙に対する現地での抗議斗争の現状報告である。

立木仮処分申請に抗議 四電営業所前で無期限の座り込み

さきに伊方原発用地内の土地売り渡しを拒否している地主に対し、松山地裁は四電の申請によって、その土地の立木の所有権移転を禁止する仮処分を決定しました。

四電は、この申請の陳述書のなかで「これら地主は…」と名指しで、調査測定器を破壊し、過激なデモを行ない、原発賛成派に対し暴行、強迫し建設業務の妨害のため不法の限りを働いたように書きたてていました。

これを知った伊方原発反対八西連絡協議会（略称、八西）に結集する反対住民は、反対派地主に対する四電の無法な中傷とぬれぎぬに腹の底からの怒りをもって抗議しましたが四電側は何ら釈明も行なわないばかりか姿をくらまし、深夜に至り警官を導入して抗議団を排除しました。

反対地主、住民は四電の行なった仮処分申請を取り下げ、地主らに対し謝罪することを要求して四電八幡浜営業所の伊方原発建設事務所の前で1月11日より無期限の座り込み

に突入しました。

四電側は事務所構内の中庭に四電の自動車や通勤用のマイカーを集め、反対住民の立ち入るスペースをせばめると同時に、門の扉を閉め、その内側から鉄パイプを打ち込んで頑丈な柵を作っていました。（勿論これらの車は駐車したまま動くことはできません）つまり、座り込みの住民（20～30名）の何倍もの職員が包囲され籠城しているのです。

いかに原発建設が「道義」をもたない弱みがあるかを示すものでしょう。

一方、座り込みの側は、始めは吹きさらしの路上に石油罐のたき火を囲んで頑張っていました。次第に風よけのつい立てが作られドラム罐を改造した大きなストーブが二つもデンと座り、いかにも根がはえてきたようです。隣近所の人々との交際も始まり激励電報も届く結末、何やら居住権ができたみたいで

す。

この城攻めの座り込みに対し敵（四電）は

通行の妨害であるとか、たき火は危険であるとかいいながらも目下のところ目立った動きは見せていません。あるいは攻撃が事務所に集中している間に原発現地の工事をひたすら急ごうという魂胆かも知れませんが……。しかし、敵に与える打撃はもとよりですが、八幡浜市民に与えている影響を重視しなければなりません。

いま住民の座り込みを支えているのは各地からやってきた学生諸君の献身的な支援です。彼らは毎日のようにピラをつくり全市に配り街宣をやり、または、たき木を集め、座り込み周辺の道路清掃まで行っています。これらの学生諸君の宣伝とよびかけで市民の中からも（個人の資格で）座り込みに参加し、たき火を囲んで話し込んでゆく人がふえています。食物や体の温まる飲物を持ってくる人もあります。時にはストーブの上で差し入れの新鮮な魚が香ばしい煙を上げていることもあります。今度の行動で原発反対に対する広範な八幡浜市民の共感と連帯が生まれつつあるように思われます。

更に「公害から長浜を守る市民の会」からの参加とカンパがあり、社会党、地評からの激励、そして八幡浜地区労働者会議もこの座り込み支援のために何らかの行動をとることになるもようであります。

これらの行動は来る3月28日の伊方原発行政訴訟第2回公判へ向けての大きな力となると思います。

座り込みは今夜も続けられています。

心ある市民は夜、床に就くとき、いつもそのことを考えずにはいられないのです。

支援する会会員

原電東海2号炉行政訴訟 2月21日に第1回公判

伊方について許可処分取消しの行政訴訟が斗われている原電東海2号炉に関して、昨年12月26日、国側は答弁書を提出し、第1回公判は2月21日に水戸地裁で開かれることになりました。詳細は次号に予定していますが、同原告団では、「支援する会」への入会（月200円）をよびかけています。参加希望の方は下記に申し込んで下さい。なお訴状などの資料も原告団から発行されています。

茨城県那珂郡東海村船場474

〒319-11 相沢一正

会計報告（'73,12/26～'74,2/6）

収入

会費	143,750
カンパ	68,150
返金	3,458
前月より繰越	199,763
計	415,121

支出

ニュース代	5,500
為替手数料	2,095
郵送料	6,065
会場費	28,000
計	41,660
繰越金	373,461

なお、事務局からお願いしていました年末カンパは、前月報告分と合せて、137,094円に達しました。個人カンパ、会場カンパ、街頭カンパなど、いろいろご協力いただきました皆さんに感謝します。